

平成21年度11月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算 協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般       会 計	A 義務的経費	( 19,051 ) 19,051	( )	( )	( 19,051 ) 19,051	
	B 公 共	一 般 公 共	( 20,350 ) 37,000	( )	( )	( 20,350 ) 37,000
		災 害 復 旧	( )	( )	( )	( )
	事業費	国 直 轄 等	( )	( )	( )	( )
		C 国庫補助事業費	( 270 ) 1,048,530	( )	( )	( 270 ) 1,048,530
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	( 1,943,681 ) 1,968,840	( )	( )	( 1,943,681 ) 1,968,840
		運 営 費	( 1,058,602 ) 1,137,510	( )	( )	( 1,058,602 ) 1,137,510
	E 単県行政施策費	( 1,862,269 ) 3,420,464	( )	( )	( 1,862,269 ) 3,471,656	
	一般会計の計	( 4,904,223 ) 7,631,395	( )	51,192 51,192	( ) 51,192	( 4,904,223 ) 7,682,587
	特別会計の計					
合 計		( 4,904,223 ) 7,631,395	( )	( )	( 4,904,223 ) 7,682,587	
企業会計の計						

( )は一般財源

平成21年度11月補正予算額一覧表

平成21年11月19日

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 248,396 ) 257,600	( 3,358 ) 3,377	( 251,754 ) 260,977	
	B 公 共	一 般 公 共	( 1,924 ) 35,931	( △ 91 ) △ 681	( 1,833 ) 35,250
		災 害 復 旧	( 12 ) 3,252	( 349 ) 1,657	( 361 ) 4,909
	事業費	国 直 轄	( 3,921 ) 13,909	( )	( 3,921 ) 13,909
	C 国庫補助事業費	( 7,384 ) 62,826	( 12 ) 2,160	( 7,396 ) 64,986	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	( 180,998 ) 225,025	( )	( 180,998 ) 225,025
		運 営 費	( 23,463 ) 28,208	( △ 10 ) △ 10	( 23,453 ) 28,198
	E 単県行政施策費	( 37,071 ) 91,897	( 397 ) 1,950	( 37,468 ) 93,847	
	計	一般会計の計	( 503,169 ) 718,648	( 4,015 ) 8,453	( 507,184 ) 727,101
	特別会計の計		300,737	36	300,773
合 計		( 503,169 ) 1,019,385	( 4,015 ) 8,489	( 507,184 ) 1,027,874	
企業会計の計		12,022		12,022	

( )は一般財源

平成21年度11月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	( 204,050 ) 214,821	( 3,240 ) 3,318	( 207,290 ) 218,139
企 画 振 興 部	( 7,315 ) 14,963	( 380 ) 478	( 7,695 ) 15,441
生 活 環 境 部	( 4,904 ) 7,631	( ) 51	( 4,904 ) 7,682
保 健 福 祉 部	( 81,430 ) 121,913	( 10 ) 1,602	( 81,440 ) 123,515
産 業 労 働 部	( 7,361 ) 21,231	( ) 501	( 7,361 ) 21,732
農 林 水 産 部	( 18,174 ) 45,935	( △ 48 ) 682	( 18,126 ) 46,617
土 木 部	( 18,239 ) 78,401	( 459 ) 1,847	( 18,698 ) 80,248
警 察 本 部	( 41,589 ) 46,296	( △ 26 ) △ 26	( 41,563 ) 46,270
教 育 委 員 会	( 117,279 ) 164,623	( )	( 117,279 ) 164,623
諸 局	( 2,828 ) 2,834	( )	( 2,828 ) 2,834
合 計	( 503,169 ) 718,648	( 4,015 ) 8,453	( 507,184 ) 727,101

( )は一般財源

平成21年度11月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】				
款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	225,180		225,180
地方消費税清算金		36,193		36,193
地方譲与税		15,373		15,373
地方特例交付金		2,550		2,550
地方交付税		157,849		157,849
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		5,740	△ 3	5,737
使用料及び手数料		10,284		10,284
国庫支出金		114,739	3,500	118,239
財産収入		2,739	△ 10	2,729
寄附金		6	482	488
繰入金		26,870	1,625	28,495
諸収入		14,927	977	15,904
県	債	105,498	1,882	107,380
合	計	718,648	8,453	727,101

【歳出】				
款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議	会 費	1,517		1,517
総	務 費	49,416	3,984	53,400
民	生 費	105,103	11	105,114
衛	生 費	16,963	1,587	18,550
労	働 費	11,744		11,744
農	林 水 産 業 費	45,135	45	45,180
商	工 費	9,310	482	9,792
土	木 費	77,312	1,613	78,925
警	察 費	46,296	△ 26	46,270
教	育 費	174,848		174,848
災	害 復 旧 費	3,500	757	4,257
公	債 費	103,927		103,927
諸	支 出 金	73,377		73,377
予	備 費	200		200
合	計	718,648	8,453	727,101

平成21年度11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地域活性化・経済危機対策事業費		
		既定予算額	補正予算協議額	補正予算額
E		( 0 )	( 0 )	( 0 )
		670,118	51,192	51,192
説明	1) 環境大気測定局整備事業費		0	→ 34,625
	国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、 環境大気測定局4局を新設するために要する経費			
	2) 環境保健センター機器改修事業費		0	→ 4,043
	老朽化した受電キュービクルの高圧切替器を更新する経費			
	3) 青少年総合相談センター整備事業費		0	→ 12,524
	青少年総合相談センターを岡山県総合福祉・ボランティア ・NPO会館へ移転するために要する経費			
E分類計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	( 1,862,269 )	( 0 )	( 0 )	
	3,420,464	51,192	51,192	
一般会計の計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	( 4,904,223 )	( 0 )	( 0 )	
	7,631,395	51,192	51,192	

( )は一般財源

## 債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事項名	期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
			国庫	その他	一般
岡山県立美術館管理運営委託	平成22年度から平成24年度まで	209,940			209,940

<説明>

岡山県立美術館について、公の施設の指定管理者制度による管理運営委託に要する経費

事項名	期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
			国庫	その他	一般
岡山県自然保護センター管理運営委託	平成22年度から平成26年度まで	567,000			567,000

<説明>

岡山県自然保護センターについて、公の施設の指定管理者制度による管理運営委託に要する経費

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例案要綱

担当課 生活環境部県民生活課ほか4課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 不当景品類及び不当表示防止法に基づく物件の提出命令に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。</p> <p>2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質に関する表示に係る措置の命令及び当該命令の公表に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、不当景品類及び不当表示防止法に基づく物件の提出命令に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

## 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項口中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項ホ中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、同表の十六の項ハ中「第九条第一項」を「第九条第二項」に、「及び」を「及び物件の提出命令並びに」に改め、同表の六十五の項ニ中「第二十一条第二項」を「第二十一条の二第二項」に改め、同ニを同項ホとし、同項ハ中「第二十一条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改め、同ハを同項ニとし、同項口中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同口を同項ハとし、同項イの次に次のように加える。

ロ 法第十九条の十四第四項の規定による措置の命令及び当該命令に係る法  
第十九条の十四の二の規定による公表

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 改正理由

地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、不当景品類及び不当表示防止法に基づく物件の提出命令に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。



<p>もの（飲食品の品質に関する表示に係るものに限る。）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第十九条の十四第四項の規定による措置の命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表</p> <p>ハ 法第二十条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ニ 法第二十一条の二第一項の規定による申出の受理</p> <p>ホ 法第二十一条の二第二項の規定による調査</p>	<p>六十六〜九十一略</p>
--	-----------------

<p>もの（飲食品の品質に関する表示に係るものに限る。）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第二十条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ハ 法第二十一条第一項の規定による申出の受理</p> <p>ニ 法第二十一条第二項の規定による調査</p>	<p>六十六〜九十一略</p>
---	-----------------

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新

別表第一（第二条関係）

一〇十四略	十五 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第四条第三項の規定による公表 ハ・ニ 略 ホ 法第十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	岡山市 倉敷
		市町村
一七〇六十四略	十六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略 ハ 法第九条第二項の規定による報告の徴収及び物件の提出命令並びに立入検査等	岡山市 倉敷
		市
一七五六十四略	六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる	岡山市 倉敷
		市

旧

別表第一（第二条関係）

一〇十四略	十五 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第四条第二項の規定による公表 ハ・ニ 略 ホ 法第十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	岡山市 倉敷
		市町村
一七〇六十四略	十六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略 ハ 法第九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等	岡山市 倉敷
		市
一七五六十四略	六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる	岡山市 倉敷
		市

## 岡山県立美術館の指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区天神町8番48号  
岡山県立美術館
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区柳町二丁目4番18号  
アトラクティブ大永株式会社  
代表取締役 小川昌作
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(参 考)

アトラクティブ大永株式会社の概要

- (1) 設 立 昭和35年8月8日
- (2) 役 員 数 5名（代表取締役3名、取締役1名、監査役1名）
- (3) 資 本 金 6000万円
- (4) 事業内容 ①建築物の保全  
②設備の運転・点検・維持管理  
③建築物の環境衛生管理  
④清掃・ゴミの処理  
⑤警備・防災・駐車場管理  
⑥廃棄物業務  
⑦その他サービス業務

## 岡山県自然保護センターの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 和気郡和気町田賀730番地  
岡山県自然保護センター
- 2 指定管理者となる団体 岡山市南区内尾665番地の1  
財団法人岡山県環境保全事業団  
理事長 関谷洋輔
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

(参 考)

### 財団法人岡山県環境保全事業団の概要

- (1) 設 立 昭和49年9月28日
- (2) 役員数 28名(理事25名, 監事3名)
- (3) 目 的 岡山県の区域において、公害防止事業、環境緑化事業、その他生活環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- (4) 事業内容 ①廃棄物の処理処分事業  
②環境緑化事業、環境保全コンサルタント事業  
③環境保全サービス事業、地球温暖化対策事業、循環型社会形成事業  
④その他事業団の目的を達成するために必要な事業

平成 21 年度 11 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	( 64,773,693 ) 68,569,674	( )	( )	( 64,773,693 ) 68,569,674	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	( )	( )	( )	( )
		災 害 復 旧	( ) 1,620	( 681 ) 4,462	( 681 ) 4,462	( 681 ) 6,082
		国 直 轄	( )	( )	( )	( )
	C 国庫補助事業費	( 4,413,996 ) 39,234,169	( 8,753 ) 1,586,769	( 8,753 ) 1,586,769	( 4,422,749 ) 40,820,938	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	( 5,376,244 ) 5,639,973	( )	( )	( 5,376,244 ) 5,639,973
		運 営 費	( 1,502,083 ) 1,676,217	( )	( )	( 1,502,083 ) 1,676,217
	E 単県行政施策費	( 5,364,836 ) 6,792,122	( ) 10,596	( ) 10,596	( 5,364,836 ) 6,802,718	
	一般会計の計		( 81,430,852 ) 121,913,775	( 9,434 ) 1,601,827	( 9,434 ) 1,601,827	( 81,440,286 ) 123,515,602
	特別会計の計		343,583			343,583
合 計		( 81,430,852 ) 122,257,358	( 9,434 ) 1,601,827	( 9,434 ) 1,601,827	( 81,440,286 ) 123,859,185	

( )は一般財源

平成21年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	社会福祉施設等災害復旧費		
B	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( ) 1,620	( 681 ) 4,462	( 681 ) 4,462	
説明	<p>社会福祉施設等災害復旧費 1,620 → 6,082                      台風第9号に伴う災害により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧                      に対する補助</p>			
B分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( ) 1,620	( 681 ) 4,462	( 681 ) 4,462	
分類	事項名	医療施設等施設整備費		
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( ) 2,411,402	( ) 1,561,703	( ) 1,561,703	
説明	<p>医療施設耐震化臨時特例基金積立金 1,906,669 → 3,468,372                      未耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の                      耐震化を促進するため、国から交付される医療施設耐震化臨時特例                      交付金を「医療施設耐震化臨時特例基金」に追加積立てするもの</p>			

( )は一般財源

平成21年度 11月補正予算額事項別一覽

(単位:千円)

分類	事項名	新型インフルエンザ対策推進費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	( 619,078 ) 1,492,407	( 8,753 ) 25,066	( 8,753 ) 25,066
説明	1. 入院対応医療機関設備等整備事業 64,150 → 89,960 新型インフルエンザ患者入院対応医療機関が行う陰圧病床の整備及び感染症外来協力医療機関が行う院内感染防止のための設備整備に対する助成		
	2. 発熱外来医療支援事業 10,176 → 9,432 感染症外来協力医療機関が行う院内感染防止のための個人防護具整備に対する助成		
C分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	( 4,413,996 ) 39,234,169	( 8,753 ) 1,586,769	( 8,753 ) 1,586,769
分類	事項名	岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金積立金	
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	( ) 565	( ) △ 364	( ) △ 364
説明	基金運用益積立金 565 → 201 岡山県財政構造改革プランに掲げる歳入の確保の「特定目的基金の整理」に基づく基金の廃止に伴うもの		

( )は一般財源

平成21年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地域活性化・経済危機対策事業費		
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 226,574 )	( 10,960 )	( 10,960 )	
説明	県立福祉施設等施設改修費 166,076 → 177,036 行財政構造改革大綱2008に掲げた、相談機能を有する公の施設の集約化に伴い、中央児童相談所の会議室等を改修するもの			
E分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 5,364,836 )	( )	( )	
	6,792,122	10,596	10,596	
一般会計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
の計	( 81,430,852 )	( 9,434 )	( 9,434 )	
	121,913,775	1,601,827	1,601,827	
合計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	( 81,430,852 )	( 9,434 )	( 9,434 )	
	122,257,358	1,601,827	1,601,827	

( )は一般財源



# 債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	岡山県南部健康づくりセンター管理運営委託			
期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
		国 庫	その他	一 般
平成22年度から 平成24年度まで	324,267千円		109,263	215,004

岡山県長期投資準備基金条例等を廃止する等の条例案要綱

提案課 総務部財政課ほか3課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 次の条例を廃止する。</p> <p>(1) 岡山県長期投資準備基金条例</p> <p>(2) 岡山県科学技術振興基金条例</p> <p>(3) 岡山県市町村振興基金条例</p> <p>(4) 岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金条例</p> <p>(5) 岡山県生業・修学資金貸付基金条例</p> <p>2 岡山県財政調整基金条例及び決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部改正</p> <p>決算剰余金のうち岡山県財政調整基金に積み立てることとされている額の目途となる額を次のように改める。</p> <p>決算剰余金の5分の4に相当する額（現行5分の2）</p> <p>ただし，平成22年度までの間においては，決算剰余金の5分の2に相当する額（現行5分の1）</p>
提案理由	<p>岡山県長期投資準備基金等の対象となる事業の必要性の低下等により設置の意義が希薄となったため，同基金等を廃止する等所要の改正を行う必要がある。これが，この条例案を提出する理由である。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成21年度11月補正予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県長期投資準備基金条例等を廃止する等の条例

(岡山県長期投資準備基金条例等の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 岡山県長期投資準備基金条例 (昭和五十四年岡山県条例第十三号)
- 二 岡山県科学技術振興基金条例 (平成元年岡山県条例第十八号)
- 三 岡山県市町村振興基金条例 (昭和五十四年岡山県条例第十四号)
- 四 岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金条例 (昭和四十四年岡山県条例第十五号)
- 五 岡山県生業・修学資金貸付基金条例 (昭和三十九年岡山県条例第三十七号)

(岡山県財政調整基金条例の一部改正)

第二条 岡山県財政調整基金条例 (昭和四十八年岡山県条例第十二号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五分の二」を「五分の四」に改める。

(決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 決算剰余金の処理の特例に関する条例 (平成十四年岡山県条例第四十号) の一部を次のように改正する。

第二条中「五分の二」とあるのは「五分の一」と、岡山県長期投資準備基金条例 (昭和五十四年岡山県条例第十三号) 第二条第一号中「五分の二」とあるのは「五分の一」を「五分の四」とあるのは「五分の二」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十二年一月二十九日から施行し、第二条の規定による改正後の岡山県財政調整基金条例の規定及び第三条の規定による改正後の決算剰余金の処理の特例に関する条例の規定は、平成二十年度以降の一般会計決算上生じた剰余金 (当該年度に生じた剰余金から翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除したものをいう。) について適用する。

(貸付金の返還免除に関する条例の一部改正)

- 2 貸付金の返還免除に関する条例 (昭和四十一年岡山県条例第七号) の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第二条の二を第二条とし、第二条の三を第二条の二とする。

(貸付金の返還免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第一条の規定による廃止前の岡山県生業・修学資金貸付基金条例に基づき貸し付けられた貸付金の返還に係る債務の免除については、なお従前の例による。

## 提案理由

岡山県長期投資準備基金等の対象となる事業の必要性の低下等により設置の意義が希薄となったため、同基金等を廃止する等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

岡山県財政調整基金条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>（積立て）</p> <p>第二条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 前年度の一般会計決算上生じた剰余金（当該年度において新たに生じた剰余金から翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除したものをいう。）の五分の四に相当する額を用途に歳出予算に定める額</p> <p>二 略</p>	<p>（積立て）</p> <p>第二条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 前年度の一般会計決算上生じた剰余金（当該年度において新たに生じた剰余金から翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除したものをいう。）の五分の二に相当する額を用途に歳出予算に定める額</p> <p>二 略</p>

決算剰余金の処理の特例に関する条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>（岡山県土地開発基金への積立て等）</p> <p>第二条 特例期間における各年度においては、岡山県土地開発基金条例第二条第二項の規定によるほか、当該各年度の前年度の決算剰余金の二分の一に相当する額を用途に歳出予算に定める額を、岡山県土地開発基金に積み立てるものとする。この場合において、岡山県社会福祉施設整備基金条例（昭和四十五年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、岡山県財政調整基金条例（昭和四十八年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の四」とあるのは「五分の二」とする。</p>	<p>（岡山県土地開発基金への積立て等）</p> <p>第二条 特例期間における各年度においては、岡山県土地開発基金条例第二条第二項の規定によるほか、当該各年度の前年度の決算剰余金の二分の一に相当する額を用途に歳出予算に定める額を、岡山県社会福祉施設整備基金条例（昭和四十五年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、岡山県財政調整基金条例（昭和四十八年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の二」とあるのは「五分の三」と、岡山県長期投資準備基金条例（昭和五十四年岡山県条例第十三号）第二条第一号中「五分の二」とあるのは「五分の一」とする。</p>

## 岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区平田408番1  
岡山県南部健康づくりセンター
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区平田408番1  
財団法人岡山県健康づくり財団  
理事長 井戸俊夫
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(参 考)

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

財団法人 岡山県健康づくり財団の概要

- (1) 設 立 平成3年8月1日
- (2) 役 員 数 27名（理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常任理事4名、理事17名、監事2名）
- (3) 目 的 県民の総合的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病等の疾病の予防及び早期発見、結核及び一般医療、生活環境の保全に必要な事業等の活動を行い、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (4) 事業内容
  - ① 健康づくり及び結核、がん、循環器疾患等の予防に関する知識の普及啓発及び調査研究
  - ② 健康づくりの実践活動に対する指導及び援助
  - ③ 結核、がん、生活習慣病等の健康診査
  - ④ 保健及び医療に関する情報の収集及び提供
  - ⑤ 保健医療従事者及び健康づくり指導者の養成及び研修
  - ⑥ 結核及び呼吸器疾患を中心とする医療
  - ⑦ 保健及び医療に関する臨床検査
  - ⑧ 食品衛生に関する試験検査
  - ⑨ 浄化槽法定検査事業
  - ⑩ 飲料水水質の試験検査
  - ⑪ 簡易専用水道検査事業
  - ⑫ 環境計量証明事業
  - ⑬ その他生活環境の保全に関する試験検査
  - ⑭ 食鳥検査事業
  - ⑮ 財団法人予防医学事業中央会、財団法人結核予防会、財団法人日本対がん協会、財団法人日本寄生虫予防会、恩賜財団母子愛育会の岡山県支部又は岡山支局としての事業
  - ⑯ 岡山県南部健康づくりセンターの管理運営の受託
  - ⑰ その他上記の目的を達成するために必要な事業

## 知事の専決処分した予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年10月19日別紙のとおり平成21年度岡山県一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

（参 考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。



(別 紙)

平成21年度岡山県一般会計補正予算（第4号）

平成21年度岡山県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額717,900,855千円に歳入歳出それぞれ747,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ718,648,080千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年10月19日専決

岡山県知事 石 井 正 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 157,600,000	千円 249,075	千円 157,849,075
	1 地方交付税	157,600,000	249,075	157,849,075
9 国庫支出金		114,240,617	498,150	114,738,767
	2 国庫補助金	74,821,926	498,150	75,320,076
歳入合計		717,900,855	747,225	718,648,080

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 16,216,500	千円 747,225	千円 16,963,725
	1 公衆衛生費	8,139,569	747,225	8,886,794
歳出合計		717,900,855	747,225	718,648,080